

2024年度 東京理科大学こうよう会 神奈川県支部定期総会 資料

日時：2024年6月8日（土）12：25～12：50

場所：新横浜プリンスホテル 5階シンフォニア

<総会次第>

- 1 開会
- 2 来賓あいさつ
- 3 2023年度活動報告・収支決算報告 【資料1、資料2】
- 4 支部規約改正（案） 【資料3】
- 5 2024年度支部役員体制（案） 【資料4】
- 6 2024年度活動計画・収支予算（案） 【資料5, 資料6】
- 7 閉会

【資料1】 ■2023年度 活動報告

活動名	実施時期	活動概要・開催地
(1) 支部総会	2023.6.10	開催場所：新横浜プリンスホテル 役員、父母のご参加にて対面開催。懇親会はなし
(2) 第1回支部主催行事 野田キャンパスツアーと二瓶 泰雄教授講演会『激甚化する 豪雨災害にどう備えるか』 (講演会是对面開催)	2023.11.11	開催場所：野田キャンパス内 参加者…来場 61名(役員含む) 野田キャンパスに会員の皆様をお迎えして、以下のスケジュールでキャンパスツアー・懇談会・講演会を開催した。 12:30～13:10 なるほど科学体験館を見学 13:30～14:30 二瓶教授講演会 14:40～15:40 大型水平開水路見学 15:40～16:30 「なんでもしゃべろう会」 来場者からは、「高名な二瓶先生の講演を準備いただき、ありがとうございました」、「実験施設の見学はとても興味を持ってできました」「他の方のお子さんの様子がわかりよかった」などの感想をいただき、好評でした。
(3) 第2回支部主催行事 国会議事堂と迎賓館を巡るウ ォーキングツアー	2023.3.11	開催場所：国会議事堂、楠公レストハウス、迎賓館赤坂離宮 参加者…63名(役員含む) 以下のスケジュールで資料館見学・講演会・懇談会を開催しました。 10:30～11:30 国会議事堂見学 12:00～13:00 楠公レストハウスで昼食 14:30～16:00 迎賓館赤坂離宮見学 アンケートでは「普段行けない場所に行かれて良かった」、「迎賓館は素晴らしかった」、「昼食時に他の親御さんと話せてよかった」などの感想が寄せられました。
(4) 支部役員会	年間9回	対面会議6回、オンライン3回の開催でした
(5) 首都圏4支部合同行事 就職進学説明会	3回実施	リハーサル 2023.9.16(土) 講師事前説明会 2023.10.1(日) 1回目 2023.10.8(日)(埼玉県支部担当) 2回目 2023.10.15(日)(千葉県支部担当) 3回目 2023.10.22(日)(東京都支部担当)
(6) 首都圏4支部合同役員会	2023.12.9	就職進学説明会の反省、各支部の活動報告を行った。

【参考】こうよう会会則（抜粋）

（役員）

第7条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 13人以内
- (3) 会計 2人
- (4) 監査役 2人
- (5) 教職員幹事 5人以上
- (6) 支部長

（常任役員会）

第13条 常任役員会は次の役員をもって組織し、役員会への提案事項の審議、総会における決定事項の執行及び父母会に係る日常業務を執り行う。

- (1) 会長
- (2) 副会長のうち正会員より選出した者
- (3) 会計
- (4) 教職員幹事のうち理事長が指名する者

2 前項に規定する役員のほかに、常任役員会の同意の下、2名まで常任役員として加えることができる。

【資料4】 ■ 2024年度 支部役員体制（案）

職名	氏名
支部長	平井 ひかり（新任）
副支部長(2名)	中村 宏美(新任) 新井 大輔(新任)
会計(2名)	磯田 篤(再任) 橘 祐香利(再任)
監査役(2名)	小山 由佳子(新任) 松村 豊(新任)
幹事(14名) (本部役員5名含む)	中鶴 真弓'（再任） 中井 賢治（再任） 佐藤 敬子（再任） 腰越 明（再任） 中山 智恵美（再任） 小田切 真美（再任） 岡本 典子（再任） 奥山 肇（新任） 古屋 朋子(新任)
本部役員(幹事)	時田 徹一郎(会長) 田澤 敏一(副会長) 藍田 貴久(会計) 磐村 信哉(監査役) 里村 治(常任役員)

【資料5】 ■ 2024年度活動計画（案）

活動名	活動概要等	予定時期
1.支部総会	新横浜プリンスホテルにて開催	2024年6月8日
2.支部企画行事	3回程度、キャンパスツアー等 予定	2024年夏～2025年春頃
3.首都圏4支部合同行事	首都圏4支部合同就職進学説明会 (葛飾キャンパスで実施予定)	1回目 2024.10.5 (土) 2回目 2024.10.12 (土) 3回目 2024.10.20 (日)
4.支部役員会等会議	支部行事企画、準備等（役員のみ）	年間10回程度を予定
5.首都圏4支部合同役員会	就職進学説明会報告等（役員のみ）	2024年12月頃

【資料6】 ■2024年度収支予算（案）

項 目	2024年度 予算額	主な内訳
■収入の部		
1.本部からの支部活動費	466,857	
前年度繰越金	33,143	
収入の部の計	500,000	
■支出の部		
1.支部総会関係費	30,000	役員交通費、資料代等
2.支部主催行事費	300,000	行事運営費等
3.支部役員会関係費	140,000	役員交通費、資料費、会場費等
4.支部運営事務費	30,000	通信費、事務用品、振込手数料
支出の部の計	500,000	

【ご案内】 こうよう会設立20周年記念式典

- ・開催日時 2024年12月7日（土） 13:00-18:00
 - ・場所 東京理科大学 葛飾キャンパス 図書館棟3階大ホール
 - ・記念講演 東京理科大学特任副学長 向井千秋氏
 - ・申込方法 会報誌「浩洋」10月号掲載予定
- ※こうよう会ホームページ「創立20周年記念」もご参照下さい。

<https://tus-koyokai.com/project/20th.html>



【懇親会のご案内】

本日のスケジュールの最後に懇親会を予定しております。

懇親会場所：「シンフォニア」、この会場です。

時間：16:30~18:00（参加費無料）

大学教職員の方々や、他の御父母とも直接お話ができる良い機会です。

事前にお申込みいただいていない方もご参加できます。分科会終了後、

是非この会場にお戻りいただき、懇親会にご参加下さい。

東京理科大学こうよう会神奈川県支部規約（案） ※改正箇所は下線部

（名称及び所在地）

- 第1条 本支部は、東京理科大学こうよう会 神奈川県支部（以下「本支部」という。）と称する。
- 2 本支部の所在地は、支部長宅とする。

（目的）

- 第2条 本支部は、東京理科大学こうよう会（以下「本会」という。）の目的を達成するために必要な支部活動を行うことを目的とする。

（事業）

- 第3条 本支部は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。
- (1) 会員相互の連絡及び協力並びに親睦に関する事業
 - (2) 本部及び各支部との連絡及び情報交換に関する事業
 - (3) その他本支部の目的達成に必要な事業

（支部会員）

- 第4条 本支部は、原則として神奈川県に在住する正会員及び賛助会員をもってこれを構成する。

（支部役員）

- 第5条 本支部に、次の役員を置く。
- (1) 支部長 1名
 - (2) 副支部長 1名以上4名以内
 - (3) 会計 1名以上2名以内
 - (4) 幹事 16名以内
 - (5) 監査役 1名以上2名以内
- 2 本支部に、支部運営上必要な場合に限り、前項に規定するもののほか、支部役員として、准支部役員（協力員）を置くことができる。
- 3 本会会則第7条第1項第1号から第4号に規定する会長、副会長、会計、監査役又は本会会則第13条第2項に規定する常任役員である本支部の会員は、原則として本支部の幹事に就任するものとする。ただし、本条第1項第4号に規定する幹事の総数には含まれない。

（支部役員の総数及び兼任）

- 第6条 支部役員の総数は、3名以上20名以内とする。ただし、前条第2項に規定する准支部役員（協力員）及び前条第3項の規定に基づき幹事に就任する本部役員については、この総数に含まれない。
- 2 次に掲げる支部役員は、他の支部役員を兼任することはできない。
- (1) 支部長
 - (2) 監査役
 - (3) 准支部役員（協力員）

（支部役員の選出）

- 第7条 支部役員は、本支部の会員のうち正会員の中から選出し、支部総会の承認を得なければならない。
- 2 支部役員には、1世帯から1名のみ選出することができる。
- 3 支部総会の後、次の支部総会までの間に准支部役員（協力員）を選出する場合は、支部役員会の承認で足りるものとする。

（支部役員の職務）

- 第8条 支部役員の職務は、次のとおりとする。
- (1) 支部長は、本支部を代表し、支部会務を統括する。
 - (2) 副支部長は、支部長の職務を補佐し、支部長に事故のあるときは、その職務を代行する。
 - (3) 会計は、本支部の会計事務を行う。

- (4) 幹事は、支部長及び副支部長の職務を補佐し、書記又は担当会務を行なう。
- (5) 監査役は、支部会務および支部会計を監査する。
- (6) 准支部役員（協力員）は、支部活動推進に必要な会務を補佐する。

（支部役員の任期）

第9条 支部役員の任期は選任された日から翌年度の支部総会の日までとし、再任を妨げない。ただし、補欠による後任者の任期は前任者の残任期間とする。

（顧問）

- 第10条 支部長は、必要と認められた場合、支部役員会の承認を得て本支部に顧問を置くことができる。
- 2 顧問は、支部長の諮問に応じ、支部総会及び支部役員会に出席して意見を述べることができる。
 - 3 顧問の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

（支部総会）

- 第11条 本支部に支部総会を置く。
- 2 支部総会は、第4条に規定する支部会員をもってこれを組織する。
 - 3 支部総会の開催は原則として年1回とする。
 - 4 支部総会は、支部長が招集し、その議長となる。
 - 5 支部総会は、次の事項を審議する。
 - (1) 支部役員の承認に関する事項
 - (2) 本支部の事業計画に関する事項
 - (3) 本支部の予算及び決算に関する事項
 - (4) この規約の改廃に関する事項
 - (5) その他本支部の運営に関する重要な事項

（支部役員会）

- 第12条 本支部に、支部役員会を置く。
- 2 支部役員会は、第5条に規定する支部役員をもって組織する。
 - 3 支部役員会は、支部長が招集し、その議長となる。
 - 4 支部役員会は、支部総会への提案事項その他本支部の運営に関し必要な事項を審議する。

（議決方法）

第13条 支部総会及び支部役員会は、出席者の過半数をもって議決する。ただし、准支部役員（協力員）は、支部役員会において議決権を有しない。

（運営経費及び会計年度）

- 第14条 本支部の運営経費は、本部からの支部活動費その他の収入をもってこれに充てる。
- 2 本支部の会計年度は、本会会則第16条に規定するとおりとする。

（本部への報告）

- 第15条 本支部は、次の事項を本部に報告する。
- (1) 支部総会の決定事項
 - (2) その他支部長が必要と認める事項

（規約の改廃）

第16条 この規約の改廃については、支部総会の決議を経なければならない。

附則

この支部規約は、2024年6月8日から施行する。